

令和 6 年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和 6 年12月13日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

立川委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第18号 徳島県学校職員給与条例等の一部改正について
- 議案第19号 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- ミライケ徳島県立三好池田寮・三好市地域みらい創発センターの竣工について
(資料1)

中川教育長

それでは、11月定例会に追加提出いたしました教育委員会関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料その2の3ページを御覧ください。

1、その他の議案等の（1）条例案でございます。

①の徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例は、令和 6 年10月18日付の人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について、給料月額を引き上げる改定を行うとともに、諸手当の支給対象の拡大などを行うものでございます。

4 ページの下段を御覧ください。

②の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、さきに御説明いたしました、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例に鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用学校職員に適用される給料表の改定について、必要な事項を定めるなどの改正を行うものでございます。

追加提出案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。

ミライケ徳島県立三好池田寮・三好市地域みらい創発センターの竣工についてでございます。

県と三好市が連携して整備を行っているミライケ徳島県立三好池田寮・三好市地域みら

い創発センターについては、令和5年7月に着工し、今月下旬に竣工予定であり、来年2月には在校生が、4月からは新入生が入寮する予定となっております。

建物の名称は、本年6月に全国公募し、ミライケという愛称に決定しております。

施設概要については、鉄骨造3階建ての1階部分に三好市施設、2、3階部分に70室の寄宿舎を配置し、一人1部屋の個室仕様やWi-Fi完備により、快適で安心して生活できる生活環境を提供いたします。

県教育委員会といたしましては、今後も県内外から生徒が集う魅力ある学校づくりを進めてまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑はございませんか。

近藤委員

先日の事前委員会で扶川議員が御質問されていたんですが、県内の中学校での対教師暴力についての報道がございました。

また、国の令和5年度調査において、県内の暴力行為件数が前年度に比べて増加しており、深刻な問題であると考えております。

県内の学校における対教師暴力を含めた暴力行為件数と、暴力行為が増加している要因について教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま近藤委員から、県内の学校における対教師暴力を含めた暴力行為件数と、暴力行為が増加している要因について御質問を頂きました。

国の調査において、令和5年度、県内の国公私立学校における暴力行為件数は736件で、前年度に比べ215件増加しております。

暴力行為の形態としましては、生徒間暴力が545件、器物破損が91件、対教師暴力が77件、対人暴力が23件となっております。

暴力行為件数の増加の要因といたしましては、いじめの認知に伴うものや、児童生徒に対する見取りの精緻化^ちによって把握が増えたことが挙げられます。

また、コロナ禍が過ぎて行事等が正常化し、接触の機会が増えたことも原因の一つと考えております。

引き続き、今後も喧嘩^{けんか}やふざけ合いなどにおける軽微な暴力行為も初期段階で発見し、指導に努めてまいりたいと考えております。

近藤委員

生徒間暴力もそうですが、対教師暴力への対応としては、被害を受けた教職員のフォ

ローが必要であると思われます。

特に、被害を受けた教職員へのメンタルケアは重要と考えますが、県教委として、どのように対応しているのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど近藤委員から、対教師暴力、被害を受けた教職員へのフォロー、メンタルケア等について、県教委としてどのように対応しているのかという御質問を頂きました。

対教師暴力を含め、暴力行為に対しては、被害者への安全確保や心のケアは大変重要なものであると考えております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会や学校と連携し、指導体制の強化を図り、再発防止に努めるとともに、県で実施しています学校問題解決支援チームやスクールロイヤーの派遣、警察との連携体制の構築等の施策によって、安全・安心な学習環境の整備を図ってまいります。

心のケアにつきましては、市町村教育委員会や学校による被害を受けた教職員等へのヒアリングなど、教職員の状態の把握に努めていくよう連携して取り組んでいくほか、スクールカウンセラー活用の周知を図ることで、教職員の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

近藤委員

スクールカウンセラーの活用については、児童生徒が主な相談者と思われるのですが、教職員からの相談はどのような状況か教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま近藤委員から、スクールカウンセラーの活用について、教職員からの相談の状況について御質問を頂きました。

令和5年度のスクールカウンセラーの相談件数は、県全体で2万3,702件、そのうち児童生徒からの相談は9,582件、保護者からは2,786件、教職員からは1万1,334件となっています。

教職員からは、主に児童生徒の支援や対応についての相談となっておりますが、生徒指導に関連した業務に関する不安や悩みに関しての相談も可能としております。

近藤委員

2万3,702件というと、ぱっと聞いたらものすごく多い件数のように思われるんですけども、県内のスクールカウンセラーは何人おいでになるんでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

県内のスクールカウンセラーの人数等になりますが、今年度67名のスクールカウンセラーを、県内の公立学校等に配置、派遣する体制を整備しておるところでございます。

近藤委員

67名で2万3,000件ということは、単純計算で、一人のカウンセラーが400件ぐらいの相談に対応していることになると思うんですけれども、ただ、スクールカウンセラーで終焉^{えん}することは無いと思うんですが、被害を受けた教職員のメンタルケアについて、スクールカウンセラーの活用以外にも何か手立てというのはあるんでしょうか。

藤本福利厚生課長

被害を受けた教職員への、スクールカウンセラーの活用以外のメンタルケアについての御質問でございます。

県教育委員会では、公立学校、県教育委員会事務局、県立教育機関に勤務する教職員の心身の悩みに対する相談事業といたしまして、福利厚生課の保健師への健康相談のほか、弁護士や精神科医、臨床心理士等13名の専門相談員による教職員相談事業、また公立学校共済組合の24時間年中無休の教職員電話健康相談24、またLINEを使ったメンタルヘルス相談などを実施しておりまして、まずは本人の意向に応じて、これらのメニューの中から選択できる相談事業を活用できるものと考えております。

次に、被害を受けた職場に対しては、学校からの希望に応じて学校に臨床心理士や保健師を派遣して行う出前講座の活用が効果的と考えているほか、被災を受けた職員へのアプローチとして、学校から要望があった場合には定期的なストレスチェックを実施し、時間経過によるストレス反応の変化等を確認するとともに、産業医面談や医療機関受診につなげるよう市町村教育委員会に指導することを想定しております。

近藤委員

一番は、暴力行為がなければスクールカウンセラーの必要性もないと思いますので、暴力行為の減少も一つの課題として今後も取り組んでほしいです。

あともう1点、先日の本議会の質問でもさせてもらった共育てで、県の教職の方の関係でお伺いいたします。

教員のなり手不足解消やワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、女性のみならず男性教職員も育児休暇が取得しやすい環境づくりが重要であると考えますが、男性教職員の育児休暇の取得状況について教えてください。

内海教育政策課長

ただいま、男性教職員の育児休業の取得状況について御質問を頂きました。

男性教職員の育児休業取得率につきまして、最新のデータとして、令和5年度実績は33.3%となっております。具体的な人数としましては、当該年度に新たに育児休業の取得が可能となった男性教職員45名のうち15名、ちょうど3人に一人が育児休業を取得したところでございます。

また、育児休業を取得した15名の平均取得日数につきましては112日でした。

近藤委員

33.3%と聞いて、ちょっと多い数字かと思うんですが、県の目標としては一応50%ぐらいを目標としていると聞いておりますので、50%の取得に向けて、また努力のほど、願

いしたいと思います。

また、全国的に教師不足といわれている状況の中で、男性教職員の育児取得は現状的にはかなり難しいのではないかと考えます。

一方で、男性の育休が当たり前になる社会の実現、高い目標に向けて公務員が率先して育児休業の取得に取り組むことが重要であると考えますが、男性教職員の育児休業の取得促進に向けてどのような取組を行っているのか教えてください。

内海教育政策課長

近藤委員から、男性教職員の育児休業取得促進に向けた取組について御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、仕事と子育ての両立に役立てていただくため、各種情報をまとめました教職員の子育て支援ハンドブックを作成してございます。こちらに、育児休業をはじめとする休業制度はもとより、育児休業手当金などの経済的な支援制度も盛り込みまして、分かりやすく周知を図っているところでございます。

また、教職員に子供が生まれることが分かった段階で、当該教職員に休暇取得計画書を作成していただきまして、それを基に所属長と面談を行うこととしてございます。こういった中で、教職員が育児休業等の制度を利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、子育てをする教職員だけではなく、全教職員へのワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発を図るための研修を充実させるとともに、育児休業等の取得の申出があった場合、各所属において業務分担や人員配置の見直しを行うとともに、長期の育児休業取得者がいる場合につきましては、代替教員の確保に努めるなど、教職員が働きやすい職場づくりを推進しているところでございます。

近藤委員

今後も育休が取りやすい環境づくり、職場づくりを是非お願いしたいと思います。現状33.3%でも、分母は45名と非常に少ない数字ですので、今後もそういう集計をずっと取り続けて、また御報告のほどよろしく願いいたします。

長池委員

教職員に対する暴力が増えていると聞いてびっくりしたんですが、どんな暴力なんですか。

教職員に対する暴力というと、一昔前のビーバップハイスクールみたいなイメージをしてしまうんですが、具体的に学校で先生に暴力を振るって先生が入院したとか大怪我したとか、そんな事例があるのか、若しくは少し肩が当たったのか、そのあたりをはっきりしないと、教職員への暴力が増えていますとか、ぱん^けと見出しが出てしまうと誤解する人が、いや誤解でないかもしれませんが、分かりません。

眞貝委員の時代は教職員によく殴られていたというけれど、そんなのは多分ないんだろうなというのは分かっているんだけど、まさか今のおとなしい生徒が、どんな暴力をするか、教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま長池委員から、対教師暴力の状況、内容というところで御質問を頂きました。

具体的な事例については、こちらで全ての把握はできておりませんが、軽微な状況も全て含めて学校からの報告となっております。

報告の中には、治療が必要な暴力行為もあったと伺っております。

また、それぞれコミュニケーション能力が低かったり、児童生徒の様々な状況の中で、感情がなかなか抑えきれずに先生をたたいてしまったとか、蹴ってしまったとか、そういった事例になろうかと思いますが、具体的に何件、そういった病院等というところは、こちらで把握できていないという状況であります。

長池委員

病院送りになったんですか、すごい話ですね。

皆さんは知っていたのかもわかりませんが、私は知らなかったの、だからそれに対して、どう議論するわけでもなくて、さっきはコロナが明けてとかいろいろ相談しやすくなったために、逆にそういうのが増えているという表現もされて、確かにそんな部分もあるんだろうと思うんです。

私はてっきり教職員の中での悩みは、教職員間のセクハラ、パワハラとかかなと思ったんですが、まさか子供からのそういうのが悩みとかストレスになって、さらにはカウンセリングが必要だというのは、今の時代、思いもよらなかったです。

本当に軽微なものでも、今までだと教員の中で抱え込める範囲だったものもあると思うんですが、多分、今の時代って、全てのことを報告しなければいけないとか、いじめの案件もそうですよね。何かおかしいなと思って発見した教職員が自分で抱え込まずに、全て報告を上げなければいけないようなシステムになっていると思うんです。

それで多分顕在化してきていると思うんですが、そのあたり、生徒から肩を触られたとか、ちょっとした反抗期の中のコミュニケーションの中で、接触があったみたいなものも報告する義務があるのかどうか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま長池委員より、暴力行為等の件数についての報告義務という御質問を頂きました。

いじめの認知件数と同じように、暴力行為の件数についてもしっかり初期段階のものを把握するということで、先ほど申しましたように、喧嘩やふざけ合いといった中での軽微なものも含めて、学校ではしっかり初期段階で対応していくために、その件数についても認知していくというところをお願いをしているところです。

ですから、学校においても組織全体で見取りをしっかりとっていく、児童生徒の活動状況についても把握していくということで、積極的に件数を上げていただいているところです。

長池委員

多分そうだろうと思うんですが、何か時代の流れでそうってきておるんだろうと思い

ます。

多分、教師個人の力でさばき切れない案件が全国でばばっと出てくると、それに対応するには学校全体、教師全体でまずは情報共有して、些細なことも抱え込まないようにという流れで今に至っているんだらうと思います。

ただ、報告義務があるわけですから、報告しないと義務違反になるわけですよ。それが逆にまたプレッシャーになるような気もして、何か順繰り、前もこんなことがあったんだけど、今は言っておかないといけないということで上げているんだらうと思って、それはそれで逆にストレスになると思ったりもします。

結論はないのですが、前から私が一番気にしているのは、いろんな現場でのストレスなりプレッシャーが積み重なって、教職員の方のメンタルケアが非常に必要になってきていて、学校にも来られなくなるといった案件が実際増加している。

今、給料の話も出ましたが、それが一番不幸なことでありまして、学校に来られなくなるような教職員を減らすためにはどうしたらいいのかというのが多分目的だと思います。

近藤委員がおっしゃっているのも、そういった教職員の、それぞれが生き生きとしてないと子供も影響を受けますので、そこが最終の目的なんだらうと思います。

だから、暴力の数であったり、いろいろ相談件数とかあるんですが、その数字の上げ下げを気にするのではなくて、県教委は最終の目的という部分での意識をしっかりは持っていたかかないといけないのだらうと思います。そういう落としどころでございまして、びっくりしたので聞きました。

給料の話が出たんでついでに聞きますが、教科によって忙しい先生と忙しくない先生がいるという話もあって、どうなんですか。給料は教科によって変わるんですか。――

教えてください。

西浦教職員課長

長池委員から、中学校、高校の教科による教職員の給料の違いについてでございます。

教科によって給料なり手当が変わることはございません。

長池委員

分かりました。そうだろうな。だったら先生になるとき、時間割りで少ないところ、微妙やね。それはもう得手不得手もあるでしょうし。

ただ、医者の世界ではあるみたいです。小児科はやっぱり訴訟やらなんやら、産婦人科とかは元気で産まれてくるのが当たり前だから、ちょっとでも何かあったら医者のせいにするので、産科とか小児科は、なり手不足になっているみたいです。で、切ったり張ったりするところが人気があるそうでございます。

給料が一緒だったらどうなんかなと思うんですが、それは落としどころも何もないんで、ただ確認だけでございました。

坂口委員

私からは、県立高校のタブレット端末について、1点質問させていただきたいと思いま

す。

報道によりますと、ツーウェイ社製タブレットを更新するため、ChromeのOSを搭載したChromebook4,000台のリース契約に関する一般競争入札を始められたということで、リース期間は3年と伺っております。

一方、朝日新聞の記事によりますと、都道府県立高校の授業で使用するタブレット端末の購入費を保護者負担とする自治体が増えてきているということで、2025年度には47都道府県中26都道府県になるようで、これは今、香川県でも結構、新聞とかネットニュースにもなっていました、2025年度入学者より自己負担となるということです。

香川県教育委員会が中学3年生と保護者に配布しているリーフレットには、端末はセキュリティの観点から既に個人で所有しているものを持ち込むことはできず、高校入学時に購入する必要があるとのことでした。

ちなみに香川県の場合は、負担額は端末代とアプリ、付属品を合わせて7万5,000円と見込んでいるようです。もちろん端末によって値段は変わってくるようですが、家計にとってはかなり大きな負担になると危惧しております。

徳島県においては、冒頭申し上げましたとおり3年間のリース期間を終えた後、まだ実際に3年ありますが、その後引き続き、これまでどおり公費負担とされるのか、それとも全国的に自己負担が増えてきているのでその流れになるのか、お答えいただける範囲で構いませんので教えていただければと思います。

戎教育DX推進課長

坂口委員から、現在、更新しているリースが終わった後のタブレット端末の費用負担についての御質問を頂いております。

本県におきましては、令和3年から活用しておりますタブレットの更新を公費により実施しているところでございます。

次回の更新についての費用負担につきましては、現時点でまだ決まっておりません。次回の更新に向けまして、今後、他県の情勢等、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

坂口委員

3年以上あり先のことなので、今すぐああだこうだということは、なかなか難しいかと思えます。

実際、他の都道府県が保護者負担になっている一因としては、国からの交付金等の財源の部分でなかなか厳しいところもあるようですが、これからの子供のために今、この前の定例会でも保育園の無償化であるとか、今定例会でも子供たちのためにということで、いろんな施策を打たれています。

今この少子高齢化社会の中で、高齢者の方が増えてきています。いろんなところで社会負担というか、私たち現役世代もかなり大きな負担があると思います。

でも、私たちの親世代ですと、今、年金額がどんどん減っていると、正直言われているわけです。多分、今ここにいる私たちが年金をもらうときは、今頂いている方より1割から2割減るだろうと。今の学生さん、小学生、中学生、またこれから生まれてくる子供た

ちの年金支給額は、それ以上に減ると思うのです。ですので、これからの日本を背負っていただく子供たちには、できるだけ学校、教育といったところで負担がない形にしていだきたいと思っておりますので、リースが終わった3年後以後も公費で負担いただけるよう、お願いできればと思っております。

井下委員

ミライケの話が出たので1点だけ確認させてもらえたらと思います。

既に定員が埋まっているのかというのと、もし埋まっていれば、県外の割合とか分かれば教えていただきたいと思います。分かる範囲で構いません。

酒井高校教育課長

ミライケの三好池田寮の入舎については、現在、管理校である池田高校を中心に、県外生を含め来年度から入学する子、それから今、下宿などを使っている子には希望調査などを行っておりまして、希望は学校でも把握していると聞いております。

実際の選考につきましては、来年の入学生もおりますし、今学校が把握してる以外の子たちの中にも希望者がいると思われますので、実際の選考についてはまだこれからで、割合については、まだはっきりしたことは言えない状況になっております。

井下委員

分かりました。

何となくですけど、部活動の子から先に決まっていく雰囲気があります。あと、いろんな人と話をすると、部活動の子が入るものだという感じがあって、今から魅力化を進めていただいたりする中で県外やスポーツ以外の子も当然入ったりするんですが、今の寮に入るスケジュール的に、先に大体スポーツの子とかが決まってくるのですが、入試以降に決まった子もちゃんとフラットに入っていけるのかどうか、その辺はどうなっているか教えてください。

酒井高校教育課長

入試以降に決まる子について、現在の運用としては、基本的には入試の出願から実際の入試ぐらいまでに入舎の希望を出して応募してもらうことになっております。

ですので、部活の子以外にも、例えば総合寄宿舎の趣旨としてへき地の子とかも含まれていますし、また池田高校では今年から地域みらい留学も始まりましたし、そういう県外生のいろんな子がいると思いますが、基本的には入試を受けるときまでに出願してもらうということになっております。

ただ、それ以降、2次募集などで入ってきた子につきましては、定員が空いていれば受け入れるという柔軟な対応もしているところになります。

井下委員

まずは、定員がオーバーするといったことを悩めるのであれば有り難いと思っておりますが、先ほども言いましたが、後で決まった子が行くところがないというのもどうかと

思いますんで、代表質問でも質問させていただきました。

魅力化を進めていく中で、地域と協働していろんなことをやっていかないといけないと思っているんですが、その中で当然、寮という存在はものすごく大きいので、できるだけ多くの希望する子が入れるような状況をしっかり作っていただきたいと思います。

ついでに、これは質問ではなくて意見ですが、魅力化を進めるに当たって、中学校の進路指導の先生の役割が今後大きくなる気がするんです。

中学校の先生が、ここの高校はこういうことに特化しているとか、例えば子供たちが行きたいとか、個性に応じてこういうところがいいんじゃないかという言い方もそう思うんですが、そういうマッチングをさせていくのが中学校の先生だと思うんです。

これから一生懸命、当然県外にも売っていくとか、そういうのはしないといけないと思うんですが、その辺の理解が進まないとなかなか難しいと思っていますんで、できるだけ中学校としっかり連携していただいて、とにかく先生が先に魅力化に気付いていただかないといけないと思っていますんで、その辺を1点お願いしておきます。

ついでに、先ほどの暴力の件もそうなんですが、何か最近、動画を見ている、教員をいじったりとか暴力を振るうような動画が上がってたりするんです。とても不愉快なんです、子供だからとか関係ないと思うのです。

一線を越えたら警察も含めてきちんと対応していかないといけないと思っていますんで、言葉の暴力も含めてですが、先生が生徒がとか、そういう問題ではないところを越えてきたときには、毅然と対応していただきたいと思います。

古川委員

私も通学区域制のことについてお聞きしたいと思います。

事前委員会で、第4回の有識者会議の状況の報告があったんですけども、まず生徒や先生に調査してくださいとお願いして、その結果も第4回のときにやったということなんです、大体こういう結果だったというのを、もう一度教えていただけますか。

藤坂教育創生課長

ただいま古川委員から、第4回で報告した学区制に関するアンケート結果の概要ということでございます。

中学生、高校生については、学区制の維持のほうが多かったという状況でございますが、保護者、教員につきましては、見直しの意見が多かったという状況でございました。

古川委員

中学生、高校生については、現状のままでいいという意見が多かったということで、子供がそうだったらあれかなと思いますが、あと保護者、先生については見直す、段階的に見直す、先生は段階的に見直すのは半分だったんですか。

先生、保護者についても、直ちにというのは2割前後ぐらいで、しても段階的にみたいな。ただ、中学生についても地域によって、板野町とか、石井町辺りです。鳴門は半分ぐらいだったように思いますが、そこは見直してほしいという人が多かったみたいなので、見直す方向でいいかと思いますが、このアンケートの意見からしても、余り急いでやるの

はどうか、段階的でいいという気はしています。

この間の会議で示した中にも、速やかに撤廃という場合はデメリットが数点書かれていて、段階的にいくのがデメリットがそんなにない感じなので、速やかにというのがデメリット、リスクがあるのかという気がしています。

通常の施策だったら、トライして駄目だったら元に戻したらいいのではないかと、どちらかというとアグレッシブなやり方も私は賛成と思うのですが、子供が絡んでくる教育的な部分については、駄目だったら戻したらいいというのは乱暴過ぎるかなと思うので、慎重にやってほしいというのが私の考えです。

次の第5回で、撤廃時期をもう一回議論してということで、第5回で最後の会議になると思うんです。恐らく委員も両方の意見があると思うので、どちらかの意見に収束してくれば割と協議がまとまりやすいんだと思うけど、そうならない場合も多分あると思うんですが、委員の意見を聞いた上で、どんな形で最後の会議を締めくくって判断に持っていこうかみたいなのがあれば、教えていただきたいです。

藤坂教育創生課長

第5回目の会議につきましては、今月末頃の開催でございまして、第4回の会議では、移行措置でありますとか撤廃の年度などについて御意見を頂いたところなんですが、そこで更にもう少し踏み込んだ形で御意見を頂いて、実は十分伝わってなくて申し訳ないんですが、5回目を今月末頃にした上で、再度、6回目の会議を1月の下旬ぐらいに開催しようと考えておりまして、そちらに向けて意見集約していきたいと考えてございます。

古川委員

分かりました。

もう一回する、6回目もやるということで、慎重にやっていくほうがいいと思います。

いろいろ意見もあって、総合的に判断するようになると思いますが、前にも言いましたが、やってみていろいろ不都合が出てくるとよろしくないと思うので、くれぐれも慎重に判断していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

眞貝委員

井下委員の関連なんですが、三好池田寮、学生寮があると思うのですが、学生寮に入れなかった場合は民間で下宿するわけですね。これについての補助はないのですか。

酒井高校教育課長

寮や総合寄宿舎に入れなかった子供がどこに住むかという点ですが、現在は下宿など、また少し遠方にはなるけれど自宅から通うケースもあると聞いております。

三好池田寮に入れなかった子供たちへの下宿費用についての支援はないのかという御質問ですが……

（「三好だけの関係でないんで」と言う者あり）

県としては、下宿費用の支援というのは行っておりませんが、各市町村によっては、現状で下宿費用を少し支援しているところもあると聞いております。

眞貝委員

市町村が地元の高校にあるところに補助をしてくれているということですか。

それもあれなんですけど、学区制の問題も出てきて入試制度がどう変わるかも分らないと思います。そのときに、目指していた高校に行けなくて遠方に行くようになってくると。入試制度がどのようになるか分かりませんが、寮が埋まって民間の下宿を選択しなければいけない状況も出てくると思います。

僕が一番心配するのは、そこで低所得者の人たちの子供になってくると、後から遠隔地のところに合格して、県の寮に入れないと。民間ではどうしても財政負担が掛かってくると。それで高校へ行くのを断念することになっては都合が悪いと思いますし、今後そういうことがないように、そういうことも含めて、いろいろ進めていっていただきたいと思います。

それと一番は、まずこういうことにならないように、学区制をどんどん進めるのではなく、そういうことも踏まえて問題がないようになった時点で、学区制を上手に廃止というか、全県一区にさせていただく。学区制廃止が目的でどんどん進めるのではなく、そういうことも踏まえたもので進めていただきたいと思っています。

竹内副委員長

私からは、一般質問のときに、高校の情報教育、プログラミング教育についてお伺いしたんですが、小中学校における状況について何点かお伺いします。

先ほど端末の話もありましたが、基本的には小中学校のタブレットは市町村で整備されていると認識しておりますが、現在、小中学校で一人1台の端末は担保できていると考えてよろしいでしょうか。

戎教育D X推進課長

竹内副委員長から、小中学校における一人1台端末の担保ができているのかという御質問でございます。

各市町村教育委員会に確認したところ、県内の全ての小中学校において一人1台端末の環境の確保ができていると伺っております。

竹内副委員長

分かりました。

先ほど、高校がOSはChromeでということだったのですが、恐らく市町村は、自治体ごとで整備の端末も違うと思いますが、その端末のOSの状況とか分かりましたら、お願いしたいと思います。

戎教育D X推進課長

委員のおっしゃるとおり、端末のOSにつきましては、各市町村において実情に応じて決定いたしておりますので、県内で統一はされておられません。

県内におきましては、Windows、iPad、Chromeの3種類のOSが導入されている状況で

ございます。

竹内副委員長

それはそれぞれだろうと思います。使用状況ですが、コロナのときにGIGAスクールを前倒しで、端末の配置が割と先行して進んで、5年目ぐらいになっていると思いますが、小学校でいうと最初に配備された端末が2年生のときだったとしたら、それからずっと使って今、卒業ぐらいになって、使ってきた端末を今度、新1年生に回していくというような使い方になると思いますが、そういう状況と理解してよろしいですか。

戎教育DX推進課長

各市町村におけます端末の使用の仕方につきましては、各市町村、各学校の状況に応じて、卒業した方の分を低学年に回していくといったやり方については、各小学校、中学校の状況に合わせて運用していただいていると考えております。

竹内副委員長

先ほどの坂口委員の話にも絡んでくるのですが、相当年数が経過して、それなりに傷んでいる端末を、次の子供が使わざるを得ないという状況も出てくると思います。

もちろん配備は市町村になるのですが、先ほど坂口委員から相当数の金額もお示しいただいたんで、できるだけ費用負担が掛からないような予算措置を、市町村への補助であったり、いろんな手立てを考えていただいて、できるだけ今の一人1台端末が担保されている状況、公費できちんとフォローしていく体制を、是非、今後ともお願いしたいと思います。これは予算措置に係る話ですので、いろいろ御議論をお願いしたいと思います。

情報のプログラミング教育学習の話ですが、小学校からタブレットでいろんなことを習っていくわけですが、そのままプログラミング言語の話でビスケットとかスクラッチを利用しての学習と思っています。

ビスケットを小学校の低学年で習って、スクラッチが中高学年という対応をしていると理解してよいかどうか、その辺をお願いします。

戎教育DX推進課長

今頂いた、小学校におけるプログラミング教育でどのような言語が使用されているのかという御質問の前に、先ほどの市町村の小中学校における端末の費用負担の関係について御説明させていただけたらと思います。

小中学校のタブレット端末につきましては、国から5万5,000円を上限といたしまして補助がされております。ですから、小中学校のタブレット端末の更新につきましては、それを踏まえ予算措置されているものと考えております。

なお、小中学校でのプログラミング教育ですが、文部科学省から示されております小学校プログラミング教育の手引には、特定の言語を用いたプログラムの作成、いわゆるコーディング自体を狙いとしないと明記されております。

各学校におきましては、それぞれの自治体におきまして、適切なプログラミング言語を活用したプログラミング教育が実施されていると考えております。

委員がおっしゃいましたように、低学年においてビスケット、中高学年においてスクラッチが利用されていることにつきましては、県の教育委員会が小学校のプログラミング教育の本格実施に向けて実施した教員研修におきまして、小学校の児童にはコード記述の必要がないビスケット、あと中高学年の生徒につきましてはフローチャートやコード記述に関連した説明がしやすいスクラッチを活用した授業展開等の実践的な研修をしていたことから、県内におきましては低学年でビスケット、中高学年でスクラッチがよく用いられているという状況でございます。

竹内副委員長

分かりました。

特定の言語を使って教えずにいいということで、研修も含めて今の状況が示されたわけですが、中学校でも指定がないと思いますが、どのような状況で学習をしているか、中学校での状況を教えていただければと思います。

戎教育DX推進課長

中学校におけますプログラミング教育の状況でございます。

委員の御認識のとおり、中学校のプログラミング教育におきましても特定の言語が統一して使用されているわけではございませんが、小学校の中高学年と同じスクラッチが使われていることが多いと伺っております。

中学校のプログラミング教育は、技術家庭科の技術分野において実施されておきまして、各学校の実情に応じて適切なプログラミング言語を活用してプログラミング教育を実施していただいていると考えております。

竹内副委員長

分かりました。

聞いたところによると、プログラミング学習で論理的な思考を学んで、この間言ったように、新しい大学入試には情報科目が入ってくるということで、できたら小中学校で楽しさとか、なじんで、中学校で若干専門的なことも習って、高校で深めていくというように取り組めたら良いと思いますが、質問をした後、若干反響がありました。

例えば、学校名は言いませんが、去年ぐらいのある高校の情報の授業で、完全に自習だったとか、エクセルとワードを習っていたみたいなのところが出て、教育委員会が示す方向と、本来やらなければいけない中身と、若干齟齬があるのかということも聞いたことがありますので、是非、力を入れていただきたいと思います。

先ほど中学校では、技術の先生が教えているということで、科目別の教員というくくりでしていいのかよく分かりませんが、小学校の場合は、担任の先生が情報の授業を受け持っていると捉えてよろしいのでしょうか。

戎教育DX推進課長

小学校におけるプログラミング教育を担当するのは、担任の先生かという御質問でございます。

小学校のプログラミング教育におきましては、プログラミング教育は教科とされていないため専任の教員がおきませんので、担任の先生が授業をされているところでございます。
それを受けて、県の教育委員会におきましては、プログラミング教育が必須化される前に、小学校の教員を対象に特別研修等を実施したところでございます。

竹内副委員長

研修についてもお示ししていただきましたが、継続してできるだけ理解が広まるような取組をお願いしたいと思います。

高校の情報Ⅰで週に1コマの授業だと聞いておりますが、小中学校でどの程度の時間を割いているのか、分かる範囲で構いませんが、どのくらいの状況なのでしょう。

戎教育DX推進課長

小中学校におけるプログラミング教育の状況なんですが、小学校においてプログラミング教育を実施する学年や時間数につきましては、各学校の実態に合わせて適宜実施することとされていることから、それぞれの学校におけます実施時期、年度、時間数等、柔軟に設定していただいて、各学校で適切な運営をしていただいているものと考えております。

また、中学校におきましては、先ほどもお話がありましたように、技術家庭科の技術分野にプログラミングに関する学習が含まれておりますことから、各学校の指導計画に合わせて適切に実施していただいているものと考えております。

竹内副委員長

分かりました。

学校ごとで授業時間とか、そういうのも小中学校それぞれで決めているということなので、極端なことをいえば、学校で中川教育長のような情報の専門的な先生がいらっちゃって、何か力を入れたときにコマが増えたりとか、学校ごとに差異が出てくるという実情と思います。

一般質問のときにも少し触れましたが、そこはできるだけ幅広い方々の意見を持ち寄っていただいて、徳島県の小学校から高校までの情報教育に対する姿勢を、できるだけ早い段階で、何か1本こうだというものが生まれたら良いと思います。

先ほど、小学校の間は担任の先生がということと、中学校では技術家庭科の枠の中に入っているということで、少し専門性というところでいうと、ずれも出てくるのかと思います。

例えば、情報関係の仕事をされてリタイアをされたような専門性が高い方が地域にいらっしゃるとか、大学の先生方がそういうことを教えとか、いろんなパターンがあると思うんですが、そういう連携は、小中学校の授業の中でどの程度できているのでしょうか。

戎教育DX推進課長

小中学校における外部の講師等における連携の状況という御質問でございます。

県内でございますと公益財団法人e-とくしま推進財団でありますとか、とくしま“あい”ランド推進協議会のシルバー大学校に、小学校プログラミング教育に関する出前授業

等を実施していただいております。

そのほかにも大学の教員や民間企業、あと総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度などを活用しまして、各学校でプログラミング教育が実施されている状況でございます。

県の教育委員会といたしましても、小中学校におけますプログラミング教育が充実するように、教員研修等でしっかり支援するとともに、必要に応じまして外部団体との連携も進めてまいりたいと思っております。

竹内副委員長

是非そういった外部の連携も進めていただいて、幅広い方に御協力いただくということも大事だろうと思います。

山間地域に行きますと、小学校でも非常に少人数の学校が増えてまいりました。その中で、こういったこれまでやってなかったことを新たにやるということで、もしかすると先生方の負担も多いのかも分かりませんので、学校間の連携であったり、まとめて教えることが適切なのかどうかは分かりませんが、そうした地域ごとで何か取り組んでいただいて、専門性が高い方々に御協力いただいて、地域で教えていく、協力していくみたいな体制が必要と思っておりますので、是非そういった取組もお願いしたいと思います。

非常に遅れているといわれる分野の一つだと思いますので、何かこうやっていきたいみたいな教育長のお考えがございましたら、一言お聞きできればと思います。

中川教育長

補足説明になるんですが、今、例えば算数の教科書の中には、ちゃんとプログラミングを使ってやっていくという単元が設定されていまして、実はその教科書会社のサイトに行けば、それを使って、例えば三角形をどうやって自動で描くかというのを学習することになっているので、そういう面では、差は多少あるとはいえ、教科書の中に載っていることが大きなことだと思っています。

そんなに難しい話でなくて、むしろ子供たちが自分たちでどんどんやっていくというのが、このプログラミングの世界でありまして、必ずしも先生が全て知っていて、それを全部教えなければいけないわけではなくて、クラスの中のそういうのに興味があってどんどんやっている子がどんどん友達に教えて広げていくという、学びの転換というところもございまして、そういうきっかけになっているかと思っています。

委員がおっしゃるとおり、学校ごとの差、あるいは指導者の差は確かにございますが、例えばニュースなんかを見ても、この学校ってこんなことをやっているという横展開の情報共有をしております。

先ほど、高校の情報Ⅰの話で、ワードとエクセルだけみたいな話がございました。それは由々しき事態だと思っています。

ただ、プログラミングは、スキルを身に付けるというよりは考え方なんです。世の中のあらゆるものは、プログラミングの考え方でできている、動いていると。

要は、ものの仕組みを知ることがとても大事なことで、それがプログラミング的思考になると思います。だから全ての教科に実は通ずることになっていきます。

今まで、そういったところは、残念ながら端末の不具合などがあって、やりたくても十

分できなかったところがありましたので、ようやく、そのあたりが心配なく、やろうと思ったらできる状態になったということがございます。

先ほど副委員長のほうからお話がありましたように、正に日本全体の問題でございますので、そういうところで徳島県の子供たちが負い目を感じることなく、自分の夢の実現のために、プログラミングや情報をしっかり身に付けてやっていくのが大事だと思いましたので、今後とも引き続き、より一層進めていきたいと思っています。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第18号、議案第19号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

関連のある請願については一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の2件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第4号及び請願第10号の③の学校給食費無償化について、現状を説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第11条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については保護者が負担することとなっております。

今年度、県内で年間を通じて小中学校の給食を無償化しているのは4自治体、三好市、佐那河内村、神山町、美波町で、その他17の自治体で一部補助等の支援が行われておりま

す。

県立学校におきましても、さきの6月定例会で予算を御承認いただきました、一食当たり70円を上限とする補助制度を活用し、食材費高騰分を支援しているところでございます。

一方、給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となることから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されております。

全国におきましても、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金を活用し、無償化を行う自治体が増加しております。

このため、昨年6月、知事が岸田前総理大臣と面会し、国・県・市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現を要望するとともに、同年11月並びに本年5月及び11月にも、無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について国への政策要望を行っております。

また、学校給食に関する全国の実態調査結果が本年6月に公表され、現在、国において、調査結果を踏まえた学校給食の課題の整理や具体的方策の検討が行われております。

県教育委員会といたしましては、今後とも国に対し、学校給食費の無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、今後の国における無償化に向けた具体的施策や他県の動向なども踏まえて、本県における対応方針を検討してまいります。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の2件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第11号、国の教育政策における財政的支援に関する請願及び請願第12号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を審査いたします。

以上の2件については、一括して理事者の説明を求めた後、それぞれお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上の2件について理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第11号及び請願第12号について、現状を説明させていただきます。

まず、請願第11号の①教職員定数の改善につきまして、本県では、徳島県教育振興計画に基づき小中学校での少人数学級編制を推進し、令和4年度には、小学校1年から中学校3年まで35人以下の少人数学級を実施いたしました。

少人数学級編制に伴い必要となる教員数については、令和 6 年度現在で、小学校 1 年から小学校 5 年までは既に法定数化されており、小学校 6 年から中学校 3 年までは国からの加配により配置できております。

なお、令和 7 年度には、小学校 6 年までの少人数学級編制に係る教員数が法定数化されることとなっております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、中学校での少人数学級実施のための国からの加配定数の確保に努めるとともに、多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、教職員定数の改善について国に要望してまいります。

次に、②教育専門職としてふさわしい給与・待遇につきまして、本県では、令和 4 年度及び令和 5 年度において、人事委員会勧告を受け、教職員の給料月額及び期末・勤勉手当の引上げを行いました。

令和 6 年度についても、本日御説明しましたとおり、条例改正案を追加提案いたしているところであり、諸手当については、国の制度に準拠しながら、本県の実情に合致したものとなるよう見直しを行っております。

一方、近年の教師不足解消の必要性を踏まえ、国においても、教職の魅力を高め、優れた人材が確保されるよう、教職調整額の水準や各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じた給与体系構築に向けた検討が進められているところです。

県教育委員会といたしましては、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、教職員の待遇改善について、国に要望してまいります。

次に、③及び請願第12号の義務教育費国庫負担制度につきまして、国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、小学校、中学校及び特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対して一定割合を負担しておりますが、平成18年度から、国の負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、地方に負担を転嫁することのないよう、国が責任を持って財政措置すること等について要望してまいります。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

まず、請願第11号、国の教育政策における財政的支援に関する請願についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

ただいま採択とすべきものと決定いたしました請願第11号、国の教育政策における財政的支援に関する請願は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

次に、請願第12号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

木下委員

本請願は、義務教育費に係る国庫負担について、負担割合の引上げを求めるものであります。

先ほど、全額国庫負担を求める請願第11号を採択したところであり、国に対し、より強く求めていくことが決定しておりますので、負担割合の引上げにとどまる本請願については、不採択でお願いしたいと思います。

立川委員長

それでは、御意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革及び長時間労働是正を求める意見書の提出を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第13号について御説明させていただきます。

本請願は、教職員の長時間労働是正のため、部活動の地域移行や学習指導要領の精選等の政策実行を求めるよう、県議会から国に対し、意見書提出を求めるものでございます。

まず、（１）部活動の地域移行を更に進めることにつきまして、中学校の運動部活動の地域移行の主な目的は、少子化の中でも将来にわたり、我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保であり、こうした機会の確保に向けて取り組むことにより、学校の働き方改革も推進されることとなっております。

国においては、既に令和2年度から中学校の休日の部活動の段階的な地域移行の取組を進めており、令和5年度から3年間を改革推進期間と位置付けております。

また、地域移行の取組を更に加速するため、国において、新たに令和 8 年度から 6 年間で改革実行期間と位置付け、引き続き取組を続けていく方向であると伺っております。

なお、県におきましては、令和 3 年度から国の事業を活用し、実証事業を実施しております。

加えて、令和 5 年度から全国中学校体育大会に学校の部活動単位だけでなく地域クラブでも出場できるようになり、県中学校総合体育大会に、令和 5 年度は 5 競技10チームが、令和 6 年度は10競技24チームが参加しました。

さらに、文化芸術におけるコンクール等においても、合同チームでの参加が認められるようになり、令和 6 年度は合唱コンクール県大会に 2 校から成る合同チームが出場しております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、国や他県の動向を注視しながら、市町村の取組を支援してまいります。

次に、（２）カリキュラム・オーバーロードの実態にあった学習指導要領の精選や標準授業時数の削減につきまして、カリキュラム・オーバーロードとは、複雑性を増す現代社会において、より多様な知識やスキルが必要とされ、学習内容が次第に過密になる傾向を指すものとされております。

小・中・高等学校及び特別支援学校の教育活動は、学習指導要領に基づいて実施されており、おおむね10年ごとに改訂が行われていることから、次期学習指導要領は2027年頃に告示されることが見込まれております。

本年 9 月18日に公表されました今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会論点整理では、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みを検討することが取り上げられております。

県教育委員会といたしましては、学習指導要領の内容の精選や、それに伴う標準授業時数の削減等について、学校における働き方改革の視点も踏まえ、質の高い学びの実現に向けた対応がなされるよう、国の動きを注視しながら、適切に対応してまいります。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

木下委員

本請願の、まず（１）の部活動の地域移行については、その一番の目的は、少子化の中でも将来にわたり、生徒の皆さんがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することであり、国においては地域の実情に応じて早期に地域移行が進むよう、既に取り組を進めております。

本県においても、こうした国の取組を活用した実証事業の実施により、市町村を支援しているということであり、その結果、総体等へ参加する地域クラブ数は増加しているということです。地域移行は着実に進んでいると考えられます。

また、（２）の学習指導要領の内容の精選等については、今後の教育課程等の在り方について議論する国の有識者検討会において過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すべきであるということが、既に論点整理として取り上げられているとのことであり、今後、学習指導要領の改訂に向けて、こうしたことも踏まえて検討が進んでいくものと思われます。

このように、既に一定の対応がなされておりますことから、本請願は不採択でお願いしたいと思います。

立川委員長

それでは、御意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号、請願第10号③

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第11号

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第12号、請願第13号

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（11時56分）